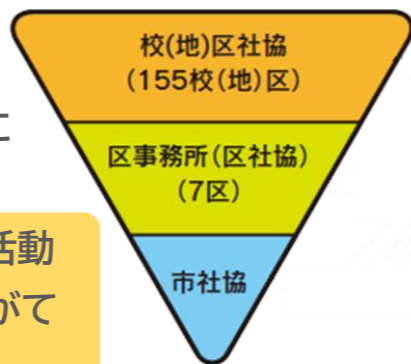


社会福祉協議会＝社協ってなに？

社会福祉協議会は、住民の皆さんが主体となって、地域での福祉活動を行っている民間の団体です。

門司区には、21の校(地)区社協があり、それぞれ地域の実情に応じた活動に取り組んでいます。

＜成り立ち＞ 戦後間もない昭和26年から、民間の社会福祉活動を進めるために、全国と都道府県に誕生し、やがて市区町村にもできた団体です。



各校(地)区社協での活動

自分たちの地域にはどんな活動が必要かを話し合いながら、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を目指して取り組んでいます。

＜主な活動＞



サロン等居場所づくり活動



ウェルクラブ活動



研修会・勉強会



ふれあい昼食会



多世代交流

その他にも、災害に備える取り組みや、おたすけ隊等ふくしのまちづくり計画(5年間の活動計画書)に沿って活動しています。

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の財源

主に寄付金(篤志寄付・香典返し寄付)や共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)、賛助会費等、区民のみなさまからの浄財、また各校(地)区社協で、福祉バザーを開催する等、自主財源確保にも積極的に取り組んでいます。



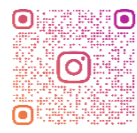
SNSで福祉の情報を配信中



ホームページ



LINE



インスタグラム



YouTube



令和6年10月作成

ふれあいネットワーク活動の担い手

わたしたち



ふく し きょう りよく いん

福祉協力員



門司区社会福祉協議会

北九州市門司区清滝一丁目1-1(門司区役所内)

TEL 093-331-3688 FAX093-331-5994

福祉協力員ってどんな人？



Q1 どのような活動をするのですか？

福祉協力員は、地域の民生委員・児童委員等と連携して、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人のいる世帯、子育て中の世帯等、支援が必要と思われる世帯を訪問し、生活上の困りごとなどをいち早く見つける、地域のボランティアです。

ふれあいネットワーク活動の「見守り」「話し合い」「助け合い」の3つのしくみづくりの担い手として活動しています。

門司区では、現在約700名の福祉協力員が活動しています。

～3つの主な役割～

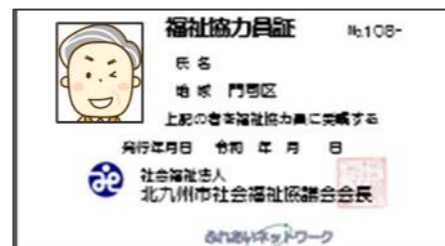
- 見守りや訪問活動の中で「気づく」
- 気付いたことを関係機関に「つなぐ」
- 安心して暮らすための情報を「届ける」



Q2 どのように任命されるのですか？

各校(地)区社会福祉協議会(以下「社協」)から、適任と思われる方を推薦していただきます。

福祉協力員の委嘱者は北九州市社協の会長で、福祉協力員証の交付は門司区社協が行います。



▲福祉協力員証

Q3 活動に役立つ研修会はありますか？

新任者、現任者、リーダー向け研修など、経験年数などに応じて様々な研修を行っています。また、他の校(地)区の活動者同士が交流できる機会もあります。



詳しくは、各校(地)区社協の代表者を通じてご案内しますので、ぜひご参加ください。

Q4 活動中に怪我をした場合は、対応してもらえますか？



活動中の様々な事故や怪我のほか、賠償責任に対応するために「ボランティア活動保険」があります。保険加入の手続きは、各校(地)区社協が行い、保険料を負担しています。安心して活動するためにも加入をおすすめいたします。

ふれあいネットワーク活動3つのしくみ



住み慣れたまちで安心して暮らすことは、多くの人の願いです。その願いを実現するためには、地域住民同士がお互いに支え合うしくみが必要です。

校(地)区社協では、「見守り」「話し合い」「助け合い」の3つのしくみを柱に、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」に向けて取り組んでいます。

見守り

福祉協力員が、地域の民生委員・児童委員、校(地)区社協の役員等と協力して支援を必要とする人への訪問活動を行います。

対象世帯は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人のいる世帯、子育て中の世帯等です。

訪問回数は必要に応じて様々ですが、おおよそ月1回程度です。

【見守り内容の例】

- ①「こんにちは。お変わりありませんか」等の声かけ、日常会話。
- ②生活上の困りごとがないか声かけ。
- ③困りごとや気になることは、民生委員・児童委員や関係機関へつなげる。
- ④防災・防犯等暮らしに役立つ情報を届ける。
- ⑤地域のサロンや行事にお誘いする。



話し合い

各校(地)区社協では、定期的に連絡調整会議を開催しています。

開催頻度は、毎月、2か月に1回、年に3～4回等と様々です。

連絡調整会議では、気づいたことや困りごとを話し合います。一人では解決が難しいことも、みんなで話し合うことで、より良い解決方法を見つけ出すことができます。地域で解決が難しいことは、行政等の専門機関につなげます。

この会議には、福祉協力員や民生委員・児童委員のほか、行政の保健師や地域包括支援センターの職員、消防、警察等も参加し、情報交換を行うこともあります。



助け合い

福祉協力員が見守り・訪問活動の中から発見した日常生活でのちょっとした手助けを無理のない範囲で行っています。そのためには他の福祉協力員等との協力も必要です。

【助け合い活動の内容例】

- ①お話を聴く。
- ②ゴミ出しの手伝いをする。
- ③閉じこもりがちな方へ地域のサロンや行事へのお誘い。

